

事前予約制

参加費

無料

定員 20名さま



りそな銀行で始める！今話題の
イ デ コ

iDeCo & N / S A セミナー

開催日時

2018年 1月13日(土) 13:00~14:30
(12:30 開場)

会場

りそな銀行 新横浜支店 2階会議室

講師

ブルーデント・ジャパン株式会社 小山 信康氏

お問合せ

お申込み先

りそな銀行 新横浜支店

横浜市港北区新横浜3-8-12

TEL:045-475-2561 営業時間:平日9:00~17:00

担当:東構(とうこう)・永井(ながい)

※土日祝日および平日17:00以降は通常の窓口業務は行っておりません

iDeCo(個人型確定拠出年金)とは？

加入者が運用方法を決定し、自己責任で年金資産を積み立てる制度です。2017年1月から加入対象者が拡大され、企業年金を実施している企業にお勤めの方(※)や専業主婦の方、公務員を含め、基本的に公的年金制度に加入している60歳未満の全ての方が加入できるようになりました。

※企業型確定拠出年金の加入者はお勤め先の企業が規約でiDeCoへの加入を認めている場合のみ、加入可能となります。

iDeCo(個人型確定拠出年金)の税制メリットは？

掛金 所得税と住民税が軽減されます！

●毎月1万円を掛金として拠出した場合

課税所得 300万円の方 →→→→ 年間24,000円の軽減

課税所得 600万円の方 →→→→ 年間36,000円の軽減

運用 利息や運用益が非課税！

年金資産に特別法人税がかかりますが、現在は凍結されています。

受取 一括でも分割でも控除があります！

控除額を超える金額の受取りには税金がかかります。

りそな銀行以外の口座でもご利用いただけます！！

お気軽にご参加ください♪ ※裏面の【ご注意事項】を必ずご確認ください。

【セミナーに関するご注意事項】

- 本案内に記載のセミナーでは、ご紹介する商品等の勧誘を行う場合がございます。生命保険の具体的な商品説明、勧誘を行う場合は、お客さまに法令上のご同意をいただく必要があることをあらかじめご了承ください。
- 元本保証のない投資商品には、相場環境等の変動を原因として、損失が生じ、投資元本を割込むおそれがあります。
- お申込時・保有期間・解約時など、商品ごとに所定の費用がかかります。
- 投資商品・保険商品は預金ではなく、外貨預金を含め預金保険対象外です。
- 商品ごとの手数料・リスク等の詳細については、各商品の「契約締結前交付書面」や「説明書」等を必ずご確認ください。
- 株式会社りそな銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号 加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

【個人型確定拠出年金(iDeCo・イデコ)についてのご注意事項】

- 税制メリットをお受けいただくには、個人型確定拠出年金制度で定められている条件を満たしていただく必要があります。• 掛金は原則として60歳まで引き出すことができません。• 個人型確定拠出年金に加入いただくと、原則として途中脱退できません。• 加入要件に合致しない等によりお申込みをお受けすることができない場合がございます。• 加入される場合には所定の手数料がかかります。• 掛金の運用方法については複数の運用商品の中からお客さまご自身でお選びいただけます。運用商品の内容については、専用コールセンターや、ホームページでご確認いただけます。

【税負担軽減額についてのご注意事項】

- 通算税負担軽減額は、次の計算式で算出したサンプルです。「年間掛金拠出額×(所得税率※+住民税率)」※モデル年収から給与所得控除などを控除した金額に応じて変わります。お客さまの状況によって金額が異なる場合がございますので、予めご了承ください。• 2016年12月現在の税制・関係法令などに基づき記載しております。将来の税制改正により、内容が変更となる可能性がございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。• 当社では税務相談はいたしかねます。具体的節税効果の詳細は税理士等専門家へご相談ください。

【NISA・つみたてNISAご利用にあたって共通のご注意事項】

- 日本にお住まいの20歳以上の個人の方(口座開設年の1月1日時点)が口座を開設できます。
- りそな銀行ではNISA・つみたてNISA口座開設には、投資信託の口座開設が必要です。
- NISA・つみたてNISA口座は全金融機関を通じて、同一年において一人一口座のみの開設となります(金融機関変更をした場合を除く)。金融機関の変更を行い、複数の金融機関にNISA・つみたてNISA口座を開設したことになる場合でも、各年において1つのNISA・つみたてNISA口座でしか購入することができません。
- NISA・つみたてNISA口座内の株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税投資枠で、すでに株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
- りそな銀行でのNISA・つみたてNISA対象商品は株式投資信託のみです。
- NISA・つみたてNISA口座は他の口座との損益通算、損失の繰越控除はできません。
- NISA・つみたてNISA口座には非課税投資枠(年間120万円・つみたてNISAは年間40万円)が設定されており、株式投資信託等を一度売却した場合、その分の非課税投資枠を利用した再投資はできません。NISA・つみたてNISA口座預り分から発生した収益分配金を再投資する場合も非課税枠を利用することとなります。中長期投資のための制度であることから、短期間で売買取引(乗換え)を前提とした商品には適しません。
- 非課税となる投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は従来より非課税であり、NISA・つみたてNISA口座での制度上のメリットは享受できません。
- つみたてNISA制度とNISA制度は併用できません。どちらかを選択する必要があります。